

## ■騒音・振動

### 1 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号、平成11年4月1日施行）

#### (1) 道路に面する地域以外の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

備考 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。（次表以下同じ）

地域の類型該当地域

AA：該当なし

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

#### (2) 道路に面する地域

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）	70（45）以下	65（40）以下

#### (3) 達成期間

道路に面する地域以外の地域	環境基準の施行後直ちに
道路に面する地域	環境基準の施行後10年以内を目途
幹線道路に面する地域	環境基準の施行後10年を超える期間で可及的速やかに

### 2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

#### (1) 環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

備考 環境基本法では、新幹線に係る環境基準の類型をあてはめる地域を知事が指定することになっており、指定の状況は次のとおりである。

I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		目標達成期間			
		既設新幹線 鉄道に係る期間	工事中新幹線 鉄道に係る期間	新設新幹線 鉄道に係る期間	
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時直ちに	
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え 80デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

3 航空機に係る環境基準（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号）

(1) 環境基準

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
I	70以下
II	75以下

備考 環境基本法では、航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を知事が指定することになっているが、指定の状況は次のとおりである。

I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 達成期間

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
既設 飛行場	新設飛行場 第三種空港等	直ちに		
	第二種空港 (福岡空港を除く)	ジェット機以外の 機種のみ就航	5年以内	
		ジェット機就航	10年以内	(5年以内) 85WECPNL 未満 (屋外) 又は65WECPNL 以下 (屋内)
	新東京国際空港	10年以内		
第一種空港 (新東京国際空港を除く。) 及び福岡空港	10年を超える期 間内に可及的速 やかに	(5年以内) 同上 (10年以内) 75WECPNL 未満 (屋外) 又は60WECPNL 以下 (屋内)		

備考 自衛隊等が使用する飛行場の周辺においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、上表に準じて維持達成に努めることとされている。

#### 4 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度

##### (1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（平成12年3月2日 総理府令第15号）

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
A区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70以下	65以下
B区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する区域	75以下	70以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75以下	70以下

備考 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を知事が定めることになっており、平成12年4月1日から施行となる区分の状況は、次のとおりである。

① 区域の種類該当区域

AA：該当なし

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前6時まで

## (2) 道路交通騒音常時監視測定結果

	測定箇所に関するデータ		対象道路に関するデータ		測定開始 年月日	測定終了 年月日	等価騒音 レベル (dB)	
	測定地点の住所	環境 基準 類型	路 線 名	車 線 数			昼間	夜間
1	伊勢原市東成瀬14	B	一般国道271号(小田原厚木道路)	4	H16.12.16	H16.12.17	67	63
2	伊勢原市神戸590-1	A	一般国道246号	2	H16.12.13	H16.12.14	72	73
3	伊勢原市見附島411	B	一般国道271号	4	H16.12.16	H16.12.17	70	66
4	海老名市中新田1948	C	藤原厚木線	2	H16.12.16	H16.12.17	74	76
5	秦野市柳町2-5-3	C	一般国道246号	2	H16.12.13	H16.12.14	72	73
6	秦野市曾屋3523	B	秦野二宮線	4	H16.12.13	H16.12.14	69	66
7	中郡大磯町東小磯286	B	一般国道1号	2	H16.12.13	H16.12.14	62	59
8	逗子市新宿1-3-18	B	一般国道134号	2	H16.12.6	H16.12.7	73	71
9	逗子市沼間1-19-25	C	横須賀逗子線	2	H16.12.6	H16.12.7	71	69
10	藤沢市高倉1889	B	横浜伊勢原線	2	H16.12.6	H16.12.7	70	69
11	藤沢市大鋸2-8-3	C	戸塚茅ヶ崎線	2	H16.12.16	H16.12.17	72	74
12	藤沢市用田584	B	藤沢厚木線	2	H16.12.6	H16.12.7	75	75
13	横浜市鶴見区生麦1丁目	C	一般国道15号	4	H17.1.18	H17.1.21	70	70
14	横浜市旭区都岡町	B	一般国道16号	2	H16.11.9	H16.11.12	68	66
15	横浜市青葉区しらとり台	B	一般国道246号	4	H17.1.25	H17.1.28	71	71
16	横浜市保土ヶ谷区峰岡町3丁目	B	一般国道1号	6	H16.10.19	H16.10.22	57	55
17	横浜市港南区日野1丁目	C	県道横浜鎌倉線	4	H17.2.22	H17.2.25	72	69
18	横浜市緑区十日市場	B	東名高速道路	6	H16.12.7	H16.12.10	62	61
19	横浜市南区南太田4丁目	B	首都高速神奈川3号狩場線	7	H17.2.1	H17.2.4	59	55
20	横浜市磯子区滝頭3丁目	C	一般国道16号	4	H16.10.26	H16.10.29	71	69
21	横浜市金沢区大道1丁目	C	県道原宿六浦線	2	H16.10.5	H16.10.8	71	70
22	横浜市中区新山下1丁目	C	市道山下本牧磯子線	4	H16.10.26	H16.10.29	69	67
23	横浜市神奈川区羽沢町	B	一般国道466号	6	H17.2.1	H17.2.4	68	65
24	横浜市神奈川区三ツ沢中町	C	一般国道1号	4	H16.11.16	H16.11.19	70	69
25	横浜市戸塚区品濃町	B	一般国道1号	4	H16.10.5	H16.10.8	75	72
26	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘1丁目	B	一般国道16号	7	H16.11.16	H16.11.19	69	67
27	横浜市磯子区峰町	B	一般国道16号	6	H16.11.30	H16.12.3	69	64
28	横浜市港北区樽町1丁目	C	県道東京丸子横浜線	2	H16.12.7	H16.12.10	69	68
29	横浜市都筑区川和町	C	県道横浜上麻生線	2	H17.2.15	H17.2.18	70	64
30	横浜市瀬谷区瀬谷3丁目	B	県道横浜厚木線	2	H17.1.18	H17.1.21	69	66
31	横浜市泉区中田北2丁目	B	県道横浜伊勢原線	2	H16.11.30	H16.12.3	65	65
32	横浜市鶴見区生麦4丁目	C	一般国道15号	4	H17.2.15	H17.2.18	72	69
33	横浜市鶴見区下末吉2丁目	C	一般国道1号	6	H16.11.9	H16.11.12	70	68
34	横浜市旭区矢指町	B	県道丸子中山茅ヶ崎線	4	H17.1.25	H17.1.28	73	71
35	横浜市金沢区能見台4丁目	A	一般国道16号	4	H16.10.19	H16.10.22	61	57
36	横浜市都筑区平台	C	市道新横浜元石川線	6	H17.2.22	H17.2.25	70	66
37	横浜市都筑区大丸	C	横浜上麻生線	4	H16.11.9	H16.11.12	66	61
38	川崎市高津区野川381-3	B	国道466号	6	H17.1.19	H17.1.20	63	61
39	川崎市中原区木月1276	C	県道東京丸子横浜線	4	H17.1.19	H17.1.20	72	72
40	川崎市宮前区水沢3-13	B	主要地方道野川菅生線	4	H17.1.19	H17.1.20	68	65

	測定箇所に関するデータ		対象道路に関するデータ		測定開始 年月日	測定終了 年月日	等価騒音 レベル (dB)	
	測定地点の住所	環境 基準 類型	路 線 名	車 線 数			昼間	夜間
41	川崎市宮前区平4-18	B	市道野川柿生線	2	H17. 1. 19	H17. 1. 20	70	67
42	川崎市中原区木月住吉町1796-1	B	市道苜宿小田中線	2	H17. 1. 19	H17. 1. 20	67	64
43	横須賀市三春町1-6	C	一般国道16号	4	H16. 11. 29	H16. 11. 30	68	65
44	横須賀市追浜町2-64	C	一般国道16号	4	H16. 11. 29	H16. 11. 30	74	72
45	横須賀市大津町4-5-13	B	一般国道134号	4	H16. 11. 25	H16. 11. 26	73	70
46	横須賀市佐野町4-51	C	横須賀三崎線	2	H16. 11. 29	H16. 11. 30	69	65
47	横須賀市小矢部3-1-1	B	横須賀三崎線	2	H16. 11. 29	H16. 11. 30	71	69
48	横須賀市武4-1-3	B	横須賀三崎線	2	H16. 11. 29	H16. 11. 30	72	70
49	横須賀市栗田2-4-6	B	横須賀葉山線	4	H16. 11. 25	H16. 11. 26	70	65
50	横須賀市公郷町4-57-14	C	横須賀葉山線	3	H16. 11. 25	H16. 11. 26	69	67
51	横須賀市浦賀町7-51	C	浦賀港線	2	H16. 11. 25	H16. 11. 26	71	66
52	平塚市田村6-23-2	C	一般国道129号	4	H16. 12. 20	H16. 12. 21	71	69
53	平塚市虹ヶ浜8-11	A	一般国道134号	2	H16. 12. 20	H16. 12. 21	73	75
54	平塚市幸町22-1	B	一般国道129号	4	H16. 12. 20	H16. 12. 21	70	65
55	平塚市四之宮2-24-35	C	一般国道129号	4	H16. 12. 21	H16. 12. 22	69	65
56	平塚市城所546	B	一般国道271号(小田原厚木道路)	4	H16. 12. 21	H16. 12. 22	74	72
57	平塚市平塚2-18-18	C	一般国道1号	4	H16. 12. 20	H16. 12. 21	67	63
58	平塚市立野町40	C	平塚伊勢原線	3	H16. 12. 21	H16. 12. 22	68	64
59	平塚市平塚5-23-18	A	平塚秦野線	2	H16. 12. 21	H16. 12. 22	68	65
60	小田原市板橋179番地	C	一般国道1号	2	H16. 12. 6	H16. 12. 7	66	64
61	小田原市小竹586-44番地	B	一般国道271号(小田原厚木道路)	4	H16. 11. 25	H16. 11. 26	68	63
62	小田原市浜町4丁目34番44号地先	B	一般国道1号(西湘バイパス)	4	H16. 12. 9	H16. 12. 10	62	57
63	茅ヶ崎市今宿98-8	B	一般国道1号(新湘南バイパス)	4	H17. 2. 17	H17. 2. 18	68	62
64	茅ヶ崎市中島1380	C	一般国道1号(新湘南バイパス)	4	H17. 2. 17	H17. 2. 18	59	53
65	茅ヶ崎市赤羽根1202	B	一般国道1号(新湘南バイパス)	4	H17. 2. 17	H17. 2. 18	68	63
66	茅ヶ崎市西久保994	B	一般国道1号(新湘南バイパス)	4	H17. 2. 17	H17. 2. 18	63	57
67	相模原市当麻301	B	一般国道129号	4	H16. 12. 13	H16. 12. 14	80	79
68	相模原市上溝2丁目2	B	一般国道129号	4	H16. 12. 13	H16. 12. 14	65	62
69	相模原市上溝2305-1	B	一般国道129号	4	H16. 12. 13	H16. 12. 14	72	72
70	相模原市上鶴間1丁目37	B	主要地方道町田厚木線	2	H16. 12. 13	H16. 12. 14	69	66
71	相模原市南台1丁目2	B	主要地方道町田厚木線	2	H16. 12. 13	H16. 12. 14	71	69
72	厚木市妻田東3-2	C	一般国道246号	6	H16. 12. 1	H16. 12. 2	75	76
73	大和市下鶴間378付近	B	目黒町町田線	2	H16. 10. 25	H16. 10. 25	72	66
74	大和市つきみ野8-14	B	一般国道16号	4	H16. 10. 28	H16. 10. 29	69	67
75	大和市下鶴間70	B	目黒町町田線	2	H16. 11. 1	H16. 11. 2	72	67
76	大和市福田7-39-6	C	丸子中山茅ヶ崎線	2	H16. 11. 8	H16. 11. 9	73	73
77	大和市深見西7-2	B	一般国道246号	4	H16. 11. 17	H16. 11. 18	72	71
78	大和市下鶴間1776-1	C	座間大和線	2	H16. 11. 29	H16. 11. 30	72	70
79	大和市桜森3-16-31	C	一般国道246号	2	H16. 11. 30	H16. 12. 1	71	69
80	大和市深見西8-7-1	B	一般国道246号	4	H16. 11. 30	H16. 12. 1	70	67

備考 「環境基準類型」は、「1 騒音に係る環境基準」(P294) 備考「地域の類型該当地域」の記載を参考

## (3) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第1種区域	6 5	6 0
第2種区域	7 0	6 5

備考 振動規制法施行規則別表第2の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を知事が定めるとされているが、その状況は、次のとおりである。

## 1 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 2 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から午前8時まで

5 工場・事業場に係る騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例 抜粋）

(1) 騒音の規制基準

(単位：デシベル)

地域	時間	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		5 0	4 5
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		5 5	5 0	4 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		6 5	6 0	5 0
工業地域		7 0	6 5	5 5
工業専用地域		7 5	7 5	6 5
その他の地域		5 5	5 0	4 5

(2) 振動の規制基準

(単位：デシベル)

地域	時間	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		6 0
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		6 5	5 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		6 5	6 0
工業地域		7 0	6 0
工業専用地域		7 0	6 5
その他の地域		6 5	5 5

## 6 飲食店営業騒音規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例 抜粋）

（単位：デシベル）

地域		時間			
		午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで ----- 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで	午前0時から 午前6時まで
①	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	5 0	4 5	音響機器の 使用時間制限	営業時間の制限
②	第一種住居地域 第二種住居地域 準居住地域 用途地域の定めのない地域	5 5	5 0	音響機器の 使用時間制限	音響機器の 使用時間制限 (外部騒音の防止)
③	近隣商業地域	6 5	6 0	音響機器の 使用時間制限	音響機器の 使用時間制限 (外部騒音の防止)
④	商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0	5 0 (外部騒音の防止)
⑤	工業地域	7 0	6 5	5 5	5 5 (外部騒音の防止)



7 騒音規制法・振動規制法の特定施設及び特定建設作業

(1) 騒音規制法・振動規制法の特定施設

項目 機械の総称	特定施設	騒音規制法		振動規制法	
		適用の有無	規格	適用の有無	規格
金属加工機械	イ 圧延機械	○	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る		
	ロ 製管機械	○	—		
	ハ ベンディングマシン	○	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る		
	ニ 液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	○	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る	○	—
	ヘ せん断機	○	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る	○	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る
	ト 鍛造機	○	—	○	
	チ ワイヤフォーミングマシン	○	—	○	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る
	リ プラスト	○	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く		
	ヌ タンブラー	○			
	ル 切断機	○	と石を用いるものに限る		
圧縮機等	イ 圧縮機	○	空気圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
	ロ 送風機	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る		
土石用又は鉱物用機械	イ 破碎機	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
	ロ 摩砕機	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
	ハ ふるい及び分級機	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る	○	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
織機	織機	○	原動機を用いるものに限る	○	原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	○	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る		
	ロ アスファルトプラント	○	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る		
	ハ コンクリートブロックマシン			○	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る
	ニ コンクリート管製造機			○	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る
	ホ コンクリート柱製造機			○	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る
穀物用製粉機	穀物用製粉機	○	ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る		

項目 機械の総称	特定施設	騒音規制法		振動規制法	
		適用の有無	規格	適用の有無	規格
木材加工機械	イ ドラムバーカー	○	—	○	—
	ロ チ ッ パ ー	○	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る	○	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る
	ハ 碎 木 機	○	—		
	ニ 帯 の こ 盤	○	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る		
	ホ 丸 の こ 盤	○	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る		
	ヘ か ん な 盤	○	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る		
抄紙機	抄 紙 機	○	—		
印刷機械	印 刷 機 械	○	原動機を用いるものに限る	○	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る
ゴム練用又は合成樹脂用機械	ロ ー ル 機			○	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る
合成樹脂用射出成形機	合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	○	—	○	—
鋳造型機	鋳 型 造 型 機	○	ジョルト式のものに限る	○	ジョルト式のものに限る

騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1抜粋  
振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1抜粋

(2) 騒音規制法・振動規制法の特定建設作業

◆騒音規制法（騒音規制法施行令 別表第2抜粋）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（*）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

◆振動規制法（振動規制法施行令 別表第2抜粋）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（*）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（*）

（\*）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

◆特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	規制基準	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号、2号		85デシベル	75デシベル
作業時間	1号		午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2号		午後10時～午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	1号		10時間／日を超えないこと	
	2号		14時間／日を超えないこと	
作業日数	1、2号		連続6日を超えないこと	
作業日	1、2号		日曜日その他の休日ではないこと	

（注）基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

〔区域の区分〕

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）  
振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1参照